

Harmony通信 2014.11

vol.117

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



Photo by 花鳥様

妊娠で降格は「明確な同意」がなければ無効 最高裁が初判断

広島市の病院に勤務していた理学療法士の女性が妊娠後に降格されたのは男女雇用均等法に反するとして損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷（桜井龍子（りゅうこ）裁判長）は23日、「**妊娠がきっかけの降格は、自由意思に基づき女性が明確に同意した場合や、事業主側に特段の事情がある場合をのぞき、違法で無効**」とする初判断を示しました。

女性は2004年、勤務先の広島市内の病院の副主任に就任。08年2月、第二子の妊娠を病院側に告げ、軽い業務への転換を希望したところ、負担の少ない部署に異動したが、副主任の地位を外された。運営元の広島中央保健生活協同組合に約170万円の損害賠償などを求めて提訴、その後、退職しました。

女性は訴訟で「副主任を外したのは、妊娠を理由にした不利益取り扱いを禁じた均等法に違反する」と主張していました。一、二審では、女性が降格に同意していたとして請求を棄却していたところ上告をしていました。

マタニティハラスメント（マタハラ）・・・

事業主側が妊娠、出産した女性従業員に降格などの不利益な待遇をすること

最高裁は「原告は降格を渋々受け入れただけで明確な同意はなかった。事業主側に特段の事情があったかどうかの審理が尽くされていない」として、女性側敗訴とした二審判決を破棄し、審理を広島高裁に差し戻したため、原告側が逆転勝訴する可能性が高くなりました。また、妊娠による降格を禁じた法の趣旨を踏まえ、事業者側に適切で厳密な労務管理を促しました。

加えて判決では「妊娠を理由とする降格は男女雇用均等法が原則、禁止する不利益な取り扱いに当たる」と指摘。明確な同意の条件として「**事業主側が事前に適切に説明し、女性が降格によるメリットとデメリットを十分に理解して同意しているかが必要**」と判断しました。

一方で、降格しないで軽い業務に転換させると円滑な業務運営や人員の適正配置の確保などに業務上の支障が出る場合で、均等法の趣旨や目的に反しない「**特段の事情**」がある場合は、不利益な扱いには当たらず適法とも判示しました。

編集後記

今月の表紙はライトアップされた浅草の浅草寺です。花鳥様、いつも素晴らしい風景をありがとうございます。

さて、今月の事務所通信の記事ですが、女性の就労に関する様々な施策が大きな関心事になる中、そうした記事が大半を占めました。女性が働くことがあたりまえになっていることはもちろん、国としても労働力人口の確保等も踏まえ、期待も大きいということですね。事業主様にとっては「ハラスメント」という言葉にはつい敏感に反応してしまう部分があるかと思いますが、きちんと理解して、あってはならない旨をトップメッセージとして発していただきたいと思っています。

早いもので、今年も残すところあと2ヶ月。皆様の事業所でも賞与支給（賞与支払届をお忘れなく!）、年末調整の対応、大掃除、年賀状の手配等、様々な業務が目白押しです。空気も乾燥し、風邪も流行りだすこの季節、くれぐれもお気をつけてお過ごし下さい。

●「女性活躍推進法案」を閣議決定

政府は、女性を積極的に登用することを促す「女性活躍推進法案」を閣議決定し、臨時国会に提出されました。従業員300人超の企業に、女性の採用や登用などに関する数値目標を含む行動計画の作成を義務付けるものです。2016年度から10年間の時限立法とする考えです。

[参考] 衆議院ホームページ

女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案 → クリック!

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18601038.htm

●「夫は外、妻は家庭」反対が賛成を上回る

内閣府が「女性の活躍推進に関する世論調査」の結果を公表し、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考えに反対する人が49.4%となり、賛成する人（44.6%）を上回ったことがわかりました。

[関連リンク] 女性の活躍推進に関する世論調査 クリック!

<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-joseikatsuyaku/index.html>

●失業給付金の不正受給 約3億円が回収不能に

全国約20労働局が失業給付金の不正受給者に対する差押えを怠り、未回収となった債権が約38億円（2014年3月時点）に上っていることが、会計検査院の調査で明らかになりました。うち約3億円はすでに時効が成立したため回収不能となっており、同院は、厚生労働省に改善を求める方針です。

●11月は「過重労働解消キャンペーン」

今年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」において、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、また同じく6月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、今回のキャンペーンにより、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。キャンペーンでは、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組が予定されています。

詳細はこちら 厚生労働省 ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000060042.html>

参考 厚生労働省 ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

Harmony通信 2014.11

#発行：2014年11月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

Harmony行政書士事務所



住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

